

算定基礎届の提出について

本年も、算定基礎届を提出していただく時期となりました。

算定基礎届とは被保険者が実際に受ける報酬と、既に決定されている「標準報酬月額」がかけはなれないように毎年1回原則として7月1日現在の被保険者全員(6月1日以降資格取得者は除外)について、4月・5月・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。この決定を「定時決定」といい、そのために保険者(健康保険組合・年金事務所)に提出する届書を「算定基礎届」といいます。

算定基礎届提出方法

★**健保組合からは送付いたしません。**

健保組合からは、算定基礎届の用紙及びフロッピーディスクはご送付いたしません。

年金事務所より送付された用紙等をご利用下さい。

※年金事務所より、用紙等が届かない場合には当健保組合にご連絡下さい。

「算定基礎届」は専用様式の書面による届出と、フロッピーディスクによる届出と2通りの方法があります。

健康保険提出用・厚生年金提出用を、それぞれ1部ずつ作成して下さい。

1. 磁気媒体(FD)でお届けの場合

社会保険届書作成プログラムの「健康保険組合情報登録」が未登録の場合は、必ずご登録の上作成して下さい。

登録方法はホームページ参照 (<http://www.itkenpo.jp>) 下さい。

なお、ご不明の場合は健保組合にお問い合わせ下さい。

- ① 算定基礎届総括表……… 厚生年金用のコピー
- ② 磁気媒体届書総括票……… 作成(代表者印を押印)
- ③ FD……… 作成
- ④ 総括表附表……… 厚生年金用のコピー

2. 用紙でのお届けの場合

厚生年金用の書類を作成後、健保用にすべてコピーし(押印前)、代表者印を直接押印してください。

- ① 算定基礎届総括表……… 厚生年金用のコピー
- ② 算定基礎届……… 厚生年金用のコピー(代表者印を押印)
- ③ 総括表附表……… 厚生年金用のコピー

ご提出期限

平成22年7月12日(月)当健保組合必着にてお願いいたします。

届出対象者

7月1日現在、在籍する全被保険者です。

ただし、次に該当する人は「定時決定」の対象外となりますので、「算定基礎届」の提出は必要ありません。

- ・本年6月1日以降に被保険者となった人
- ・7月または8月に被保険者資格を喪失する人(「算定基礎届総括表」に氏名等記入)
- ・7月・8月・9月いずれかの月から随時改定が行われる人
(「算定基礎届総括表」の該当欄に氏名等記入)